

大阪広域環境施設組合条例第6号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(初任給、昇格、昇給等の基準) 第6条 [略] [2・3 略] 4 職員の昇給は、組合規則で定める <u>日に</u> 、そ の者の勤務成績に応じて行うものとする。 5 前項の規定により職員を昇給させるか否 か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、 <u>昇 給調査対象期間</u> （ <u>昇給させる年度の前年度の 4月1日から3月31日までの期間</u> （ <u>昇給さ せる年度の前年度の4月2日以後に新たに</u> <u>職員となつた者にあつては、新たに職員とな つた日から当該年度の3月31日までの期間</u> ） <u>をいう。以下同じ。）</u> の全部を勤務した職員 であつて <u>当該昇給調査対象期間</u> における 大阪広域環境施設組合職員基本条例(平成27年 条例第16号) 第14条第1項の規定により任 命権者が行う人事評価において同条第2項 の表の左欄に掲げる区分のうち <u>第3区分に</u> <u>属するものとされた者について、4号給とす</u> <u>ることを標準として組合規則で定める基準</u> <u>に従い算定した号給数</u> （以下「 <u>基準昇給号給</u>	(初任給、昇格、昇給等の基準) 第6条 [同左] [2・3 同左] 4 職員の昇給は、組合規則で定める <u>日に</u> 、 <u>組合規則で定める期間における</u> その者の勤 務成績に応じて行うものとする。 5 前項の規定により職員を昇給させるか否 か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、 <u>同項に規定する期間の全部を勤務した職員</u> であつて <u>当該期間における大阪広域環境施 設組合職員基本条例（平成27年条例第16 号）第14条第1項の規定により任命権者が</u> 行う人事評価において同条第2項の表の左 欄に掲げる区分のうち <u>第3区分に属するも</u> <u>のとされた職員の昇給の号給数を4号給とす</u> <u>ることを標準として、組合規則で定める</u> <u>基準に従い決定するものとする。</u>

数という。)に、次項及び第7項に定めるところによる調整を行い、決定するものとする。

6 昇給調査対象期間の全部を勤務した職員の昇給の号給数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給数とする。

(1) 前年度昇給調査対象期間（昇給させる年度の前々年度の4月1日から3月31日までの期間（昇給させる年度の前々年度の4月2日以後に新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から当該年度の3月31日までの期間）をいう。以下同じ。）における大阪広域環境施設組合職員基本条例第14条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第1区分又は第2区分に属するものとされた職員（昇給させる年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間に、新たに採用された職員（以下「前年度新規採用職員」という。）を除く。）昇給させる年度の前年度の昇給に係る基準昇給号給数（以下「前年度昇給基準昇給号給数」という。）から4（昇給させる年度の前々年度の4月2日以後に新たに職員となつた者で組合規則で定めるものにあつては、他の職員との均衡を考慮して組合規則で定める数。）（以下「基準調整数」という。）を減じて得た数を基準昇給号給数から減じて得た数（その数が0以下になる場合にあつては、0）に相当する号給数

[新設]

(2) 前年度昇給調査対象期間における大阪
広域環境施設組合職員基本条例第14条第
1項の規定により任命権者が行う人事評
価において同条第2項の表の左欄に掲げ
る区分のうち第4区分又は第5区分に属
するものとされた職員（前年度新規採用
職員及び次号に掲げる職員を除く。）

基準昇給号給数に基準調整数から前年度
昇給基準昇給号給数を減じて得た数を加
えて得た数に相当する号給数

(3) 前年度昇給調査対象期間における大阪
広域環境施設組合職員基本条例第14条第
1項の規定により任命権者が行う人事評
価において同条第2項の表の左欄に掲げ
る区分のうち第5区分に属するものとさ
れた職員であり、かつ、前年度昇給調査
対象期間において法第29条の規定による
懲戒処分（免職を除く。）を受けた職員
その他当該人事評価の結果及び前年度昇
給調査対象期間における欠勤（やむを得
ない事由によるものとして管理者が定め
る欠勤を除く。）の日数を考慮して前号
に定める号給数とすることが適当でない
と管理者が認める職員（前年度新規採用
職員を除く。） 基準昇給号給数に相当
する号給数

(4) 前3号に掲げる職員以外の者 基準昇
給号給数に相当する号給数

7 前項の規定にかかわらず、昇給させる年
度に属するいずれかの日に56歳に達するこ
ととなる昇給調査対象期間の全部を勤務し
た職員であつて当該昇給調査対象期間にお

[新設]

ける大阪広域環境施設組合職員基本条例第14条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第1区分又は第2区分に属するものとされた者の昇給の号給数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給数とする。

(1) 前年度昇給調査対象期間における大阪広域環境施設組合職員基本条例第14条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第1区分又は第2区分に属するものとされた職員（前年度新規採用職員を除く。） 0号給

(2) 前年度昇給調査対象期間における大阪広域環境施設組合職員基本条例第14条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第4区分又は第5区分に属するものとされた職員（前年度新規採用職員及び次号に掲げる職員を除く。）

基準昇給号給数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数に基準調整数から前年度昇給基準昇給号給数を減じて得た数を加えて得た数に相当する号給数

(3) 前年度昇給調査対象期間における大阪広域環境施設組合職員基本条例第14条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第5区分に属するものとされた職員であり、かつ、前年度昇給調査

対象期間において法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。）を受けた職員
その他当該人事評価の結果及び前年度昇給調査対象期間における欠勤（やむを得ない事由によるものとして管理者が定める欠勤を除く。）の日数を考慮して前号に定める号給数とすることが適当でない
と管理者が認める職員（前年度新規採用職員を除く。）基準昇給号給数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数

(4) 前3号に掲げる職員以外の者 基準昇給号給数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数

8 第5項の規定にかかわらず、昇給させる年度に属するいずれかの日に56歳に達することとなる昇給調査対象期間の全部を勤務した職員であつて当該昇給調査対象期間における大阪広域環境施設組合職員基本条例第14条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第3区分、第4区分又は第5区分に属するものとされた者を第4項の規定により昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより決定するものとする。

(1) 前年度昇給調査対象期間における大阪広域環境施設組合職員基本条例第14条第

[新設]

1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第4区分又は第5区分に属するものとされた職員（前年度新規採用職員及び次号に掲げる職員を除く。）
基準調整数から前年度昇給基準昇給号給数を減じて得た数に相当する号給数を当該職員の昇給の号給数とする。

(2) 前年度昇給調査対象期間における大阪広域環境施設組合職員基本条例第14条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第5区分に属するものとされた職員であり、かつ、前年度昇給調査対象期間において法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。）を受けた職員その他当該人事評価の結果及び前年度昇給調査対象期間における欠勤（やむを得ない事由によるものとして管理者が定める欠勤を除く。）の日数を考慮して前号に定める号給数とすることが適当でないと管理者が認める職員（前年度新規採用職員を除く。） 0号給を当該職員の昇給の号給数とする。

(3) 前2号に掲げる職員以外の者 0号給を当該職員の昇給の号給数とする。

9 第5項及び前項の規定にかかわらず、昇給させる年度の前年度の4月1日から3月31日までの間にその職務の級が1の職務の級から他の職務の級に移った職員を第4項の規定により昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、他の職員との

[新設]

均衡を考慮して組合規則で定めるところにより決定するものとする。

10 第5項及び前2項の規定にかかわらず、昇給調査対象期間の全部を勤務した職員であつて昇給調査対象期間に任期付職員（法第26条の6第7項第1号、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）第3条若しくは第4条の規定により採用された職員をいう。以下この項において同じ。）から引き続いて任期付職員として採用された者（同種の任期付職員に引き続いて採用されたと管理者が認める者に限る。）を第4項の規定により昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、他の職員との均衡を考慮して決定するものとする。

11 第5項及び前2項の規定にかかわらず、昇給させる年度に属するいづれかの日に57歳以上の年齢に達することとなる職員であつて昇給調査対象期間の全部を勤務した者の昇給は、当該昇給調査対象期間における大阪広域環境施設組合職員基本条例第14条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において当該職員が属するものとされた同条第2項の表の左欄に掲げる区分が第1区分又は第2区分である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、基準昇給号給数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。

[新設]

6 前項の規定にかかわらず、昇給させる年度に属するいづれかの日に56歳以上の年齢に達することとなる職員の昇給は、組合規則で定める場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、同項の規定の例により算定した昇給の号給数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。

	<p>捨てた数)に相当する号給数とする。</p> <p><u>12 第4項、第5項及び第8項から前項まで</u>の規定によるもののほか、組合規則で定める事由により管理者が表彰を行つた職員については、組合規則で定めるところにより、4号給を超えない範囲で昇給させることができるとができる。</p> <p><u>13～18</u> [略]</p> <p><u>19 育児休業法</u>第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び<u>育児休業法</u>第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、その者の受ける給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。</p> <p><u>20</u> [略] (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの等の号給の決定等) 第30条 [略]</p> <p>2 第6条第2項から<u>第16項</u>まで及び第7条の規定は、前項に規定する職員には適用しない。</p>	<p><u>7 前3項の規定によるもののほか、組合規則で定める事由により管理者が表彰を行つた職員については、組合規則で定めるところにより、4号給を超えない範囲で昇給させることができる。</u></p> <p><u>8～13</u> [同左]</p> <p><u>14 地方公務員の育児休業等に関する法律</u> (平成3年法律第110号) 第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び<u>同法</u>第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、その者の受ける給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。</p> <p><u>15</u> [同左] (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの等の号給の決定等) 第30条 [同左]</p> <p>2 第6条第2項から<u>第11項</u>まで及び第7条の規定は、前項に規定する職員には適用しない。</p>
--	--	--

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。